

司会（葉坂主幹）

< 1 開 会 >

本日は、日曜日というお休みのところ、皆様にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

私、本日の司会進行をさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の葉坂と申します。どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただ今から「第1回福島県復興計画評価・検討委員会」を開催いたします。

はじめに、企画調整部長からごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

< 2 企画調整部長あいさつ >

こんにちは。企画調整部長の野崎でございます。今日は日曜日ということにもかかわらず、皆様にご出席をいただきまして本当にありがとうございました。第1回の福島県復興計画評価・検討委員会の開会あたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、まず、今回の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございました。また、皆様におかれましては、本県の再生・復興のために各分野でご尽力をいただいておりますこと、改めてこの場で御礼を申し上げます。

さて、昨年3月11日、大震災の発生から間もなく1年3カ月が過ぎようという状況になってまいりました。ご承知のとおり、福島県の場合は原子力災害という非常に大きな災害がございました。そのため、今なお16万人を超える方々が県内外で避難生活を送っておられる、避難生活をせざるを得ないという厳しい状況でございます。

こういう中で、福島県といたしましては、そういう厳しい状況ではありますが、県民の皆様、そして避難をされている皆様に、本県が復興再生をどのように果たしていくのか、そういう姿をお示しする必要があるということで、昨年の8月に福島県復興ビジョン、そして、そのビジョンに基づいた具体的な取組を盛り込んだ福島県復興計画、第1次となっておりますけれども、第1次の復興計画を昨年12月の末に策定いたしました。

今年度につきましては、知事も言うておりますように、「復興元年」と位置づけまして、少しでも福島県の復興再生に向けて一歩でも前に進んでいけるように、市町村、そして県民の皆様と一緒に取り組んでいく年にしたいということで、全庁一丸となって取り組んでいるところでございます。

一方、国に対しましては、これまでも、これは発災当初からでしたが、岩手県、宮城県さん、非常に大きな地震・津波の被害がございました。ただ、福島県の場合は、岩手県、宮城県さんと事情が違う。それはやはり原子力災害があるからだということで、福島県については、まず個別の福島県復興再生のための特別法をつくってほしいという強い要請を続けてまいりました。それはまた、福島県の復興再生のために、国と福島県、市町村の方々が一緒になって協議をする場もつく

ってほしいということで、国に対して要請をしまりました。

それを踏まえまして、国では福島復興再生協議会という議論の場をつくるとともに、ご承知のとおり、今年の3月の末ですけれども、「福島復興再生特別措置法」が制定され、施行されたところでございます。「福島」という冠のついた特別法、これはやはり国が国策として進めてきた原子力政策、その中で起きた非常に大きな災害でございますので、やはり国が責任を持って福島県の再生に取り組まなければならないと、そういう意味を含めた法律だと理解しております。今現在、具体的な国の取り組みのための施策を盛り込んだ「福島復興再生基本方針」の策定作業を国は進めております。これは、県、市町村が協議をしながら、国に対して必要な要請をしつつ、今、たたき台をつくっているところでございますが、これは非常に本県の復興再生を果たしていく上で要となる基本方針でありますので、しっかりと国に対してはものを言っていきたいと考えております。

そういう状況でございますが、本県の復興にあたりましては、先ほども申し上げましたように、復興計画に基づいて私たちは進めていく必要があると考えております。ただ、この復興計画をつくりましても、ご承知のように原子力発電所の周辺についてはまだ立ち入ることができない場所もございます。そういう中でつくった復興計画でございましたので、これは柔軟に今後見直しをしていくということでスタートいたしました。したがって、現在、区域の見直し等々の作業も少しずつ動いておりますが、そういう状況を踏まえて、今後必要な見直しをしていく必要があると思っておりますし、それから、復興計画に基づいて県がどういふような復興再生に向けた取組みを今やっているのか、そういう進行管理もやっていく必要があると考えております。

そういう意味で、本日、第1回目を迎えますこの委員会の中で、皆様のさまざまなご意見をいただきながら、そういう進行管理あるいは見直しの作業を進めてまいりたいと考えております。

本日は、復興計画の平成23年度の実施状況を中心にご報告をさせていただきたいと考えておりますけれども、今後1年間、皆様から、先ほど申し上げました復興計画の進行管理や見直しの中で、幅広い視点からのご意見、ご議論をいただくことをお願いいたしまして、第1回目の開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

< 3 会長あいさつ >

司 会

続きまして、会長のごあいさつでございますが、会長につきましては、福島県復興計画評価・検討委員会開催要綱に基づきまして、知事が指名することとなっております。あらかじめ鈴木浩委員に会長をお願いしておりますので、鈴木会長にごあいさつをお願いしたいと思います。

会長（鈴木委員）

今、ご説明がありましたように、知事から指名されてしまいました。鈴木です、よろしくお願いいたします。

ここ1週間ほど、福島県の再生特別措置法ということで、いろいろな活発に動いていると同時に、やや不安なのは、ほかの地域の原発の稼働についての動きも

一方で活発になってきています。福島県のこの過酷な原発災害の状況は日本中に伝えられていないのだろうか、実は内心、忸怩たる思いも一方でいたします。

私たちは、実は福島県の復興ビジョンでは原子力に依存しない社会をめざすということを第1の理念に掲げました。それで、県、国と一緒に復興再生のための基本方針の中でもここ数日間議論されています。その冒頭でも、福島県が原子力に依存しない社会をめざすことについて、その基本理念を尊重するということを確認しています。いろいろな表現ができるものだな、行動ができるものだなと思って、私は今の政府の方にやや警戒心を持ったりしています。

そういう中で、私たち福島県としては、とにかくこの過酷な状況、こういう中から再スタートしなければいけませんので、私ども福島県でつくった復興計画がどのように今進行しているのか、それを、次に向けてどういう課題を我々は位置づけるのかということのために、この委員会が設置されたものと思っています。

私自身は、昨年8月に福島県が復興ビジョンを策定いたしました。それから、12月にはそれを受けて復興計画を策定いたしました。この両方の検討委員会に参加させていただいて、それぞれ、ビジョンでは本当に委員の方々が万感胸に迫る思いで、先ほど言ったような原発に依存しない、原子力に依存しない社会をつくらうということを考えてまいりましたし、復興計画の中では、たくさんの事業、事業を並べると何か粛々とやるというような、ある意味ではビジョンをつくるときの熱意というのとはまた別のものが求められますので、若干冷静になってしまったというところもあったりして、正直いうと、2つの温度差みたいなものを感じたことがあります。

しかし、この復興のため、こういう事業がどうやって確実に進行するかというのは、被災地や被災者のためにも大変重要だと思いますので、今回、平成23年度の事業がどのように展開されたか、そのことを県当局からご説明を伺い、その事業の進捗状況や内容について、皆さんのほうからぜひ活発なご意見をお伺いして、次の展開に活かしていきたいと、こんなふうに考えておりますので、皆様のご協力を重ね重ねお願いして、私のあいさつにいたします。よろしく願いいたします。

司 会

どうもありがとうございました。

< 4 委員紹介 >

司 会

続きまして、本日、第1回目の委員会でございますので、お手元にお配りいたしました名簿の順に委員の方々のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

鈴木 浩 委員

川上 雅則 委員

田中 俊一 委員

中村 美紀 委員

蜂須賀 禮子 委員

樋口 利行 委員

樋口 葉子 委員

本田 政博 委員

なお、石森委員、佐藤委員、桧沢委員につきましては、所用により欠席しております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、福島県復興計画評価・検討委員会の次第でございます。次に、今回の委員の出席者名簿、続いて、第1回福島県復興計画評価・検討委員会の座席表、これらのA4の資料3枚のほか、資料1といたしまして、福島県復興計画評価・検討委員会設置要綱、続いて、資料2といたしまして、福島県復興計画の進行管理及び見直しに関する要綱、続きまして、資料3といたしまして、福島県復興計画（第1次）進捗状況、カラー刷りのものがございます。続きまして、A4横になります、重点プロジェクトに係る主要事業進捗状況一覧表ということで、参考資料3-①、続いて、重点プロジェクトの進捗状況調書ということで、参考資料3-②、それから、福島復興再生のための基本方針・諸計画の関係ということで資料4-1、最後に、資料4-2として、福島復興再生基本方針（素案・調整中）についてでございます。このほか、委員の皆様のもとには、福島県復興計画（第1次）という計画の冊子をお配りしております。

以上でございます。

不足等はないでしょうか。もしもあれば事務局のほうに申し出ていただきたいのですけれども。不足等がなければ、これ以降は会長に議事をお願いしたいと存じます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

< 5 会長代行指名 >

会 長

それでは、これから進行させていただきますが、議事に入ります前に、先ほど冒頭の資料1のところ、設置要綱があります。この設置要綱の2の（9）のところに、「委員会に会長代行を置き、会長がこれを指名する」なっております。冒頭にまず私のほうから、会長代行を指名させていただきます。

会長の職務代行者として田中委員をお願いしたいと思います。よろしくお願います。ご了解いただきたいと思います。

< 6 議 事 >

会 長

もう一つ前置きをしないとイケません。この委員会については、今後、この委員会を開催するにあたって、原則公開にしたいと思います。もしもやむを得ない事情等で公開の制限をかけるようなことがあれば、皆さんにお諮りをしながらそれは決めていきますが、原則公開で行います。それで今日も公開で始めさせていただきますが、よろしいですか。その都度必要があれば皆さんにお諮りいたします。よろしくお願います。

さて、それでは早速ですが、議事の（１）ですが、①の「復興計画の進行管理等について」になっております。これについて事務局のほうからご説明ください。

復興・総合計画課、松崎です。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、資料の２をご覧くださいと思います。「復興計画の進行管理及び見直しに関する要綱」ということでありますが、先ほどから話が出ています復興計画、昨年１２月に策定いたしました。これに関しましては適切に進行管理をすることが必要だとこの中でうたわれております。それから、先ほど部長のほうからもお話がありましたように、今後見直しも想定しているということでありまして、皆様方をお願いしたい役割が２つございます。

１つは進行管理であります。この第２というところにありますように、計画に掲げました主要事業を対象としまして、前年度の実施結果、それから当該年度の進捗状況について取りまとめを行うということになります。その上で、今後の課題と方向性を整理いたしまして、来年度の予算をはじめ今後の復興の取組に反映をさせていきたいと考えているところが１つです。

２つ目、復興計画の見直し、第３のところではありますが、原子力災害がいまだに進行中ということでありまして、状況が変化いたします。その状況の変化に応じまして復興計画を見直すことを予定しているということでありまして、第４のところにありますように、復興計画の進行管理、特に今後の課題と取組の方向性に関しましてご意見をいただくということと、見直しに関してご意見をいただくという２つの役割があります。

それでは裏面をご覧ください。今年度のスケジュールであります。まず、進行管理のほうであります。右から２列目をご覧ください。復興計画進行管理というところがありますが、現在、６月であります。第１回復興計画評価・検討委員会、これは今日の会議ということでありまして、２３年度の実施結果、それから２４年度の実施予定の報告をいたします。今後、各部局において、現在の課題と今後の展開の取りまとめをさせていただきまして、時期は、ここには８月から９月の間ぐらいに入っているかと思いますが、改めて評価・検討委員会を開催させていただいて、課題と今後の展開について皆様からご意見をいただきたいというふうに思っております。それを、一番右側になりますけれども、来年度の重点事業だとか当初予算への反映だとか、こういうところに活かしていきたいというふうに考えているところです。

それから、その左隣であります。復興計画（２次以降）の策定という欄があります。これに関しましては、８月から後ろのほうに評価・検討委員会というところがあります。あくまでも今のところ想定でありまして、その中で復興計画（第２次）の論点整理から復興計画の策定と進んでまいりたいと思っておりますが、現時点では未定であります。

一番左側、今度は国の動きのところを見ていただきたいと思います。７月のところに新たな動きとなっておりますけれども、これもまだ想定でありまして、避難指示区域の見直しが想定されます。今のところ対象の１１市町村のうち３つの市町村しか行われていませんけれども、この動き、それから、先ほど部長のほう

からお話がありましたけれども、復興再生特別措置法に関して各種計画の動きがあります。これらを踏まえて見直し作業を進めたいと思っているところでありまして、今のところ時期が説明できないが残念なのですけれども、そういう予定をしております。

皆様方には大変多忙なところだとは思いますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上であります。

ただ今、資料2に基づいて、進行管理あるいは見直し、スケジュール、この委員会の任務等について縷々説明がありました。何かこれについてご質問や確認したいようなことはございますか。——よろしいでしょうか。

特にないようでしたら次の項目に移りましょう。それでは②の「復興計画の平成23年度実施状況及び平成24年度実施予定について」に移りたいと思います。

これについても事務局からまずご説明ください。お願いします。

引き続き説明させていただきます。

それでは資料の3をご覧くださいと思います。復興計画（第1次）の進捗状況ということでありまして、これに基づいて説明させていただきます。

この資料、公表用に作成した資料であります。これのもとになっているのがお手元にある資料、参考資料3-①と②であります。こちらについてはこのベースになっているものでありまして、詳細なものになっておりますので、これについては後ほどご覧いただきたいと思います。今日については資料3でご説明をさせていただきます。

それでは4ページをお開きください。復興計画（第1次）の概要というところがございます。5ページをご覧くださいと思います。復興計画（第1次）の構成ということで、「はじめに」があつて「基本理念」があつて、その下に「主要な施策」があつて、右の下のほうに「復興の実現に向けて」という4部構成になっております。

まず、基本理念のところであります。先ほど会長のほうからもありましたように、この復興計画の中では「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」ということを掲げております。原子力に依存しないということを確認するために、下のほうに※印がありますが、国、事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求める、こういうことでありまして、国、東京電力のほうに申し入れをしているところがございます。2つ目、「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」ということで、いろいろなどところからの協力をもらわないと本県の復興は成し遂げられないということです。3つ目、「誇りあるふるさと再生の実現」ということで、特に未来を担う子どもたちにとって誇りが持てるような復興を成し遂げようということを基本理念として掲げております。この3つを基本理念として掲げているところです。

これに沿って主要施策ということで、まず、Ⅲ-iiの具体的取組と主要事業のところについてであります。これがこの復興計画のこの項目のもとに、7つあるのですけれども、これに基づいて最終的に延べ729の事業が、皆さんのお手元に

会 長

復興・総合計画課長

ある復興計画の中に掲げられているところでもあります。その復興計画の729事業は大変膨大な量ということでありまして、少しわかりにくいということもありましたので、復興計画の検討委員会の中で、わかりやすく説明するということが、それから、我々のほうの関係で、復興に向けての予算を重点的に配分するという観点から、Ⅲ－iにありますように、復興へ向けた重点プロジェクトということをつくっております。3つの視点、「安心して住み、暮らす」「ふるさとで働く」「まちをつくり、人とつながる」、この3つの視点から、それぞれ4つずつの重点プロジェクトをつくったということでもあります。

さらに、下のほうにいきましてⅢ－iiiの地域別の取組、中・浜・会津というふうに大きく分けられるわけなのですけれども、特に被害の大きかった浜通りについては、北部の相馬エリアと中部の双葉エリアと南部のいわきエリアに分けて、それぞれ特徴的な取組をまとめているというつくりになっております。

そして、最後のところで、Ⅳの復興の実現に向けてということで、計画推進に必要なことをここに書いてあります。特にいろいろ話が出ていました福島復興再生特別措置法の必要性などをここでうたっているというつくりになっていたところでもあります。

復興計画については以上にしまして、実際の進捗状況を説明します。6ページ以降を見ていただきたいと思います。まず、6ページであります。本日は、先ほども申し上げたように12の重点プロジェクトの主な進捗状況を説明させていただきたいと思います。

6ページの丸の2つ目のところをご覧くださいと思います。本冊子、この資料でありますけれども、進行管理の第1ステップとして、12の重点プロジェクトを中心に23年度の実施結果、それから24年度の実施計画を取りまとめております。写真や図表などを使ってわかりやすく公表しようということで、これは公表用の資料になっているということでもあります。

丸の3つ目であります。今後、進行管理の第2ステップとして、取組の課題と対応方針について、それを取りまとめます。それで、皆様方にご意見をいただいて、翌年度予算等への反映に活用していくというようなものにしておるところでございます。

それでは、具体的にご説明をさせていただきます。

まず、7ページであります。「環境回復プロジェクト」、今、本県に必要なことはとにかくにも除染といわれておりまして、この除染に関する取組であります。まず、1として除染の推進であります。まず、モニタリングを充実・強化しますということで、23年度の実施結果は、この写真にありますように、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、公園、子どもの生活空間に2,700台のリアルタイム線量計が設置されております。それから、モニタリングポストとして市役所や町村役場、公共施設などに545カ所のモニタリングポストが設置されておまして、このモニタリングした結果につきましては、写真の右側にありますように、放射能測定マップということでホームページのほうでリアルタイムに見られるような状況になっているところでもあります。

それから（２）、実際の除染の話であります。まず、除染の仕組みということで、放射性物質汚染対処特別措置法という法律がつくられております。その下の地図のところでもありますけれども、オレンジ色になっているところ、双葉7町村、南相馬市、飯舘、川俣、田村市、この辺は除染特別地域というものに指定をされておりまして、国が直接、除染それから廃棄物の処理をするというようなことになっております。

それ以外の赤い線で囲まれた地域、中通り、浜通りの全域と、会津地方の一部でありますけれども、ここが汚染状況重点調査地域に指定されておりますけれども、ここは市町村が中心に除染をするという決まりになっておりまして、県も、道路も含めた県有施設は県が自分が除染をするという仕組みになっているということをご理解いただきたいと思っております。

それでは8ページをご覧くださいと思います。除染の推進に向けてどんなことをやったかということですが、まず一番上で、除染のモデル事業を福島市の大波でやりまして、その結果、空間線量率が34%ぐらい低減されたということがあります。そのほか、市町村の担当者向けに手引書をつくった。それから、事業者の育成として講習会を実施した。それから、具体的な除染の実施状況でありますけれども、先ほど言った汚染状況重点調査に指定されている41市町村のうち、27の市町村で実際の除染作業に着手されているということがあります。一番下であります。国が直接やる場所につきましては、11市町村16地区で除染のモデル事業が実施されているという状況であります。

それから9ページ、（３）農地の除染のところでもありますけれども、農地については、県産の農産物から放射性セシウムが検出されないことを目標に除染を進めるということになっております。

それから、（４）仮置き場の確保、これがなかなか進まないところでありまして、住民の不安がなかなかぬぐえないということで進まないわけなので、住民の理解の促進を中心に進めていたということがあります。

続いて10ページをお願いいたします。2の食品の安全の確保ということでありまして、特に23年度の実施の2つ目、食品放射能簡易分析装置の配備ということで、自家消費野菜等、これらの検査をするために、各市町村の公共施設、公民館などに、合計で492台の分析装置を配備して、現在、県内全市町村で検査が可能となっているということがあります。

それから、3番の汚染廃棄物の処理ということですが、一番下に災害廃棄物の処理状況ということで、3月末日現在、438万トンぐらいの廃棄物の見込みがあるわけですが、現実には13%ぐらいしかまだ処理が進んでいないという状況になっております。

それから、11ページ、4番であります。拠点の整備ということですが、環境創造戦略拠点ということで、環境回復のための調査研究、それから情報発信、教育研修、それらを備えた研究拠点を整備しようということにしておりまして、24年度中に基本構想を策定し、25年に着工したいというような段取りで進んでいるところがございます。

続きまして 12 ページ、生活再建支援プロジェクト、被災者の生活再建を支援しようというところでありまして、ここにつきましては 1 番のところで賠償金の請求支援、被災者の生活再建支援金の活用、各種の相談窓口、治安体制の整備等を実施しているところでありまして、特に一番下のところでありますが、被災地における治安対策といたしまして、全国から約 32 万人の応援を受けて治安対策を強化したというところがございます。今年度におきましては、孤立防止、こういうところを中心に進めていきたいというふうに考えているところがございます。

13 ページ、住環境の再建でございます。仮設住宅、要請 1 万 7,000 戸数に対しまして 1 万 6,000 あまりの仮設住宅が完成しております。それから、借上住宅 2 万 5,500 ほどの借上住宅が整備されておまして、今後、復興公営住宅についても既に相馬市で着工されているほか、今年度はここを中心に進めていきたいというふうに思っているところがございます。

14 ページ、県外避難者への支援というところで、県内への帰還をめざす方、それから県外での避難生活を続けざるを得ない方に対して、情報提供、交流の場の設置などで支援をしているところがございます。

続いて 3 番、県民の心身の健康を守るということでもあります。まず 1 番として、県民の健康の保持増進のところでもあります。県民健康管理調査を実施しております。基本調査がなかなか進まないところでもありますけれども、回収率は現在 21.9% という状況であります。さらに、甲状腺の検査であるとか、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査なども実施しているところがございます。

16 ページをお願いします。地域医療の再構築ということでもあります。23 年度としましては、福島県地域医療再生計画、浜通り地方の医療復興計画、これらを策定したところでありまして、これからこの計画に基づいて、具体的に医療提供体制の強化に取り組んでまいりたいと思っているところがございます。

17 ページ、3 番、最先端医療体制の整備ということで、放射線医学県民健康管理センター、これは県民健康管理調査と一体的なものとして、県立医大の中に放射線医学に関する最先端の診断・治療拠点を創設しようという考えでありまして、23 年度については基本構想に着手をしたということでもあります。さらに、国際的な保健医療機関との連携体制を構築しようと考えているところがございます。

4 番、被災者の心のケアということで、23 年度の取組、心のケアセンターを開設したということ、それからスクールカウンセラーなどを派遣しているというような状況でございます。

18 ページ、「安心して住み、暮らす」の最後のところになります。未来を担う子ども・若者育成プロジェクトであります。

まず 1 番、日本一安心して子どもを育てられる環境づくり、まず、18 歳以下の医療費の無料化につきましては、国に要請をしたわけなのですが、制度としては認められないということになりました。ただ、福島県が実施するのであれば、健康管理基金の中からお金の面では支援するという約束をいただいております。

すので、現実的にはできるというような状況であります。それから、その次であります。屋内遊び場の確保事業ということで、市町村による屋内遊び場の整備についての運営費の補助などをしております。それから、ふくしまっ子体験活動応援事業、子どもの自然体験活動に対する助成などを行っております。

今年度でありますけれども、先ほど申し上げました 18 歳以下の県民の医療費無料化を 10 月から実施するように、現在準備を進めているところでございます。19 ページ、生き抜く力を育む人づくりということで、学校の復旧に努めております。それから被災した生徒等に対する経済的な支援なども進めているところでございます。

続いて 21 ページをお願いいたします。2 つ目の視点ということで、「ふるさとで働く」という視点の 1 つ目、農林水産業の再生プロジェクトであります。

まず 1 番、安全・安心を提供する取組ということであります。県産食品の安全・安心を確保する取組として、検査体制の強化をいたしまして、モニタリング、産地での農林水産物の安全性確保、それから除染の技術開発、こういうものを進めているところであります。特に 22 ページの下のほうであります。県産食品の安全・安心を確保する取組ということで、生産段階から流通・消費段階に至るまで、その場面、場面で、これだけの検査をしているということであります。例えば左側、県で農林水産物のモニタリング調査もしていますし、先ほども少し申し上げましたけれども、家庭菜園等の農産物検査なども実施できるような体制になっております。それから、産地での自主検査に対する検査機能の強化、それから、流通・消費段階では、流通する食品の取去検査、学校給食の検査、日常食の検査、これなども進めているところでございます。

23 ページ、2 番、農業の再生であります。当面、農地・農業用施設の復旧を進めているところでありますけれども、浸水エリアなどにおきましては除塩なども実施しているということでもあります。

続いて 26 ページをお願いいたします。「ふるさとで働く」の 2 つ目、中小企業の復興プロジェクトであります。1 つ目、県内中小企業等の振興ということで、被災した建物・設備の復旧支援、それから、企業に対する金融での支援、それから県産品の販路開拓ということで、ここに記載のような事業をしているところであります。

27 ページ、2 番、企業誘致の促進ということで、まず復興特区制度、ふくしま産業復興投資促進特区、それから医療関連産業の復興特区、これらの特区の認定を受けているところでございます。それから企業立地支援といたしまして、2 つ目でありますけれども、ふくしま産業復興企業立地補助金、これの申請を受け付けているところであります。それから工業団地の整備などを行っているところであります。

今年度でありますけれども、先ほどの企業立地補助金につきましては、予定以上に申請がございました。これにつきましては国に予算拡充を現在要望しているところであります。

29 ページをお願いします。再生可能エネルギーの推進プロジェクトでありま

す。まず1つ目、再生可能エネルギーの導入拡大ということで、再生可能エネルギーの推進ビジョンを昨年度見直しをしまして、2040年度をめどに、県内で必要とされるエネルギーの100%以上に相当する量の再生可能エネルギーを満たす県となるような方向性を出しているところでもあります。今年度においては、家庭における太陽光エネルギーの導入支援に努めてまいりたいと思っております。

2番、研究開発拠点の整備ということで、独立法人産業技術総合研究所、これはつくばにあるわけなのですけれども、これの再生可能エネルギーに関する部門は郡山市のほうに拠点をつくるということになることが23年度に決定しているところでもあります。30ページであります。洋上風力発電の実証事業が福島県沖で実施されることになっております。

続いて32ページをお願いします。8番、医療関連産業の集積プロジェクトであります。まず1つ目、医療福祉機器産業の集積ということで、医療機器の開発、それから安全性を評価する拠点を整備しようと考えておまして、構想案をつかったところでもあります。それから販路開拓として、1つの例でありますけれども、ドイツのデュッセルドルフで開催された「MEDICA 2011」に、福島県として出展をしたということでもあります。

それから、33ページ、創薬拠点ということで、医療産業の1つに創薬があるわけですけれども、県立医大のほうに創薬の研究拠点をつくろうと思っております。その基本構想の策定に着手をしたという段階であります。

34ページをお願いします。きずなづくりプロジェクト、「まちをつくり、人とつながる」の1つ目であります。

まず1番、県内におけるきずなづくりということで、ふるさと絆情報ステーションの設置などによりまして、避難している県民に対して情報や交流の場の提供をしているところでございます。それから35ページ、県外避難者に対するきずなづくりということであります。まず、電子回覧板、デジタルフォトフレームを配布いたしまして、そこに直接町役場からの情報を出せるような仕組みをつくっていると。あわせて、県外避難者に対して、月2回ほど、県や市町村の広報誌のダイジェスト版などを取りまとめて発送するなどの情報発信に努めているという状況でございます。

36ページをお願いします。3番、福島の復興に向けた取組や情報の発信ということで、正確な情報発信が必要だということで、各種媒体を活用いたしまして、福島の今の正確な情報発信に努めているところでございます。

37ページであります。10番の観光交流のプロジェクト。まず1番、観光復興キャンペーンの実施ということで、特に来年度の大河ドラマに「八重の桜」が採用されております。これにタイアップいたしまして広報宣伝に努めていくということにしているところでございます。

38ページをお願いいたします。2番であります。観光振興、多様な交流の推進ということにしてありますが、国内外の会議、芸術・文化・スポーツ等の大会、イベント等の積極的な誘致をする。それと、外国人の観光客の誘致に取り組んでいるというような実態であります。

40 ページをお願いいたします。津波被災地の復興まちづくりプロジェクトであります。1 番、多重防御による地域の総合防災力の向上ということで、海岸堤防の嵩上げだけではなくて、防災緑地、道路、鉄道、土地利用の再編などによって、いろいろな方策の手法を組み合わせまして多重防御という考え方で防災力を向上させてまいりたいと考えているところでありまして、当面、今のところ復旧が中心になっておりますけれども、新たなまちの計画づくりも進んでおりまして、先日、いわき市、相馬市の関係で、復興整備協議会が開催されて、それぞれの市の復興整備計画が認められているような状況になっているということでもあります。

42 ページ、2 番であります。防災意識の高い人づくり、地域づくりということで、県といたしましては地域防災計画の見直しに着手をしているというような状況であります。

43 ページ、12 番であります。最後のプロジェクトになりますが、県土連携軸・交流ネットワークの基盤強化プロジェクトであります。

まず1 番で、浜通り地区、浜通りの縦軸ということでありますけれども、これの早期復旧整備ということで、常磐自動車道の復旧の関係でありますけれども、警戒区域であります。年間 20 ミリシーベルト未満というところもありますので、この区間の工事は再開されているということでありまして、下の地図にありますように、広野インターから楡葉のパーキングエリアまでの工事と、北側は浪江のちょっと北の小高のあたりから、20 キロ圏内の境目あたりまで、この辺までの復旧が始まっているという状況であります。

44 ページをお願いします。2 番、東西連携道路など災害に強く本県の復興を推進する道路ネットワーク、こちらは浜通りと中通りの横軸のほうでありますけれども、これの整備も少しずつ進んでいるという状況であります。

45 ページ、4 番でありますけれども、JR 常磐線、只見線、これが今、使えない状況になっておりますけれども、これの復旧に関しましても国等に強く働きかけているような状況であります。

以上が主な内容ということになります。本日においては、それぞれ各担当部局も出席しておりますので、特に細部についてここはということがあればお答えできるような状況になっておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上であります。

ありがとうございました。

ただ今、最後にご説明がありましたように、ご説明をいただいた事項については担当部局の方々が今日はおみえだそうですので、それぞれどこでもいいと思いますので、ご質問、ご意見等をお寄せください。お願いいたします。

山形避難者母の会の中村と申します。

除染についてお聞きしたかったのですが、8 ページになります。8 ページの技術的支援の強化ということで、皆さん除染の方法を受講させ、そして除染を進めていくというお話を伺ったのですが、除染をしても、その後、もう一度山から放射性物質が降り注いでどうしても上がってしまうというお話を伺ったのですが、

会 長

中村委員

<p>会 長 中村委員</p>	<p>の答えは。いろいろほかに言いたいことはいっぱいあるのですが。中村さん、今のやりとりでご質問はよろしいですか。ほかにあれば。非常にわかりやすいお答えをいただいております。ありがとうございました。</p> <p>それと、9ページの仮置き場に関してなのですが、どうしても市町村単位で任せると、例えば、私の住んでいる郡山市の町内会の話なのですが、そちらで町内会単位で除染を行うと、除染のやり方を教えていただいているかということ、教えていただかない中で素人が除染を町内会単位でやるのです。土は捨ててはいけなから、とりあえず土をまとめて燃えるごみに出してしまっているというお話を一部伺っています。そういうことが実際に生活圏で行われておりますので、その辺は県として把握されているのか。それから、例えば燃えるごみに出して、一緒に何ベクレルかわからないものを燃やしているような状況が続いているとすれば、何か問題等はないのか、それから、除染をしている中で、子どもたちの安全性が果たして確保されているのだろうかということをお母様たちが非常に不安に思っていると思います。その辺はどうお考えなのか、ぜひお聞かせいただければと思っています。</p>
<p>会 長 生活環境部企画主 幹</p>	<p>この点も担当部局のほうで答えいただけますか。</p> <p>まず、燃えるごみです。まず仮置き場の話にございましたが、仮置き場につきましては、それぞれ今現在、市町村のほうで計画を策定なさって、地域ごとでそれぞれのやり方、手引き等を策定しながら、いろいろ現在実施なさっていると聞いています。委員がお尋ねのごみ、そのときの除去された燃えるごみについてでございますね。</p>
<p>中村委員</p>	<p>土壌を、例えば土のう袋に入れて、それをビニール袋をかぶせて、そのまま捨てる場所がないから、市では持って行ってくれないからということで燃えるごみに出してしまっているというお話を伺っております。</p>
<p>生活環境部企画主 幹</p>	<p>基本的には、そういった部分については仮置き場のほうに集積していただいて、後々また移動していただくというふうに認識してございますが、それ以上は私も把握してございません。</p>
<p>会 長</p>	<p>少なくとも、燃えるごみに出していただくことについてはストップしていただかないとまずいですよね。</p>
<p>田中委員</p>	<p>そんなことはないと思います。実績として、ガンフィルターがついているような焼却場については、福島県下では排気ガスのほうに許容濃度というか定められた濃度以上のものは出ていないのです。環境省にも確認したのですが、入口は規制しない、そのかわりガンフィルターで外側の出口で規制するということになっています。ただ、住民の感情として、一般の焼却場に入れることについて抵抗があるだけなのです。安全上の問題ではないのです、データとしては。ですから、今後、いずれにしても除染廃棄物の可燃物は焼却場をつくらないといけないのです。これはとんでもない量が出てきますから。そうすると、そのときに、これは仮置き場と同じで、廃棄物処分場と同じで、大変難しいのですが、今は基本的にはガンフィルターをつければ通してやればよいという、施設設計としてはそうです。もちろん、ガンフィルターにいっぱいたまりますから、高い濃度のもの</p>

のが、この扱いは十分注意しなければいけないですけども、環境に出るとい
ことはいいです。だから、その辺ももう少しきちんとやっていかないといい
ですね。

会 長

入口と出口の考え方が示されて、福島県下の焼却場というのは、そのフィルタ
ーがついているのですか。

田中委員

ダイオキシン用にみんなついています。

企画調整部長

よろしいですか。中村さんの今のお話は、基本的には各市町村で多分やり方が
違うのです。市町村で除染についての計画をつくっておられますので、それに基づ
いてやられているのだと思います。多分、各町内会で除染を一緒になってやら
れて、先ほど言われた土壌が出たような場合には、例えば福島市では、それは出
さないで各町内会のどこかで一時置いてくれというような言い方をしています。
あるいは、各家庭で除染をされたときのそういうものについては、とりあえずご
自宅の敷地のどこかに埋めて、覆って土をかぶせるだけでも随分違いますから、
そういうやり方をしてくと、今、福島市などでは言っていて、側溝の泥なんかは
福島市ではやらないでくれと今言っています。それは、一時仮置き場所がまだ
なかなか決められないというようなこともあって、福島市ではそういうやり方を
されています。

郡山市も、いろいろな状況の中で、郡山市さんとしての方針を多分各町内会長
にお話をされているところだと思います。それから、各町内会で除染をされる
というような場合に、県では講習会、町内会で指導的に、除染をする場合の知識を
代表の方々に覚えてもらうというような講習会ももちろんやっているのですが、
基本的には業者さんのための技術者を育てるための講習会も中心にやっていま
す。また、今言ったような町内会の方々がやるというときの講習会もやっている
のですけれども、まだまだそれは数的にはそんなに広まっていないので、あまり
状況がよくわからない中でおやりになっている場合があるのだと思います。た
だ、そういうことのためのマニュアルみたいなものも県では出していますし、多
分、ホームページを見ていただければそういうものもあるのではないかと思いま
す。ただ、先ほども申し上げましたように、市町村ごとにやり方は違いますので、
市の担当のところにお問い合わせいただいて、どういうやり方をしているのかと
いうのを確認されてから、当然それはやられるべきかなというふうには思いま
す。

会 長

市町村ごとにやり方が違うというのもまごつきますよね。

中村委員

問題だと思います。

会 長

まごついてしまうのでしょうかね。

田中委員

よろしいですか。今日の会議は評価ということなので、今のような疑問をやっ
ていると時間がなくなって申し訳ないですけども、私がどうしても申し上げな
ければいけないのは、今の除染の進み方です。これが、実際に避難をしている方
たち、今日は大熊町からもいらっしやっていますけれども、その期待値と比べて
どうですかということがまず。私は正直いって全く進んでいないと思います。そ
れは、昨年、予算がそれぞれ、重点地域でも2,400億、それから、こっちの除染

対策推進事業というのは何のお金かわかりませんが、そのほかに国直轄の分はまた別にあると思うのですが、これだけのお金が昨年から計上されていて、これがほとんどモデル事業とかモデル試験とか、そういうことにしか使われていないのです。それで結局、昨日だと思えますけれども、一部においては除染をしなければ10年から20年帰れませんというのが国のほうがい出ししている。それは本当に福島県の復興のためにそれを言わせていいのかどうかということなのです。私はそういうことを言わせてはいかんのだと思います、福島県民は。

だから、この計画を立てるときに申し上げたのですけれども、やっぱり除染をして、避難をしている人が一刻も早く帰る状況をつくっていくということが大事ではないでしょうかということ。いろいろ、ものすごくいっぱいありますので、いろいろな計画がありますけれども、まずここが第一だと思います。

何で除染が進まないかということなのです。私が見るのに、予算の執行が非常に窮屈になっている。一種の補助金なのです。交付金の名を借りた補助金なのです。ですから、除染のやり方から除染をどうするかというところの、言い方はきついかどうかかわかりませんが、箸の上げ下ろしまで、一応全部それを国なり県なりで縛って、それでやるということになっている。ところが、除染というのは相手は住民なのです。住民が納得して協力を得られない限りは除染というのはできないのです、私的なことに入る。そのところが全く柔軟性がないです。

それで、何人かの首長さんともお話していて、結局、市町村はお金がありませんから何とも動きようがないという。住民対策というのは、お話だけで、例えば仮置き場をつくってくださいといって、はい、そうですかといって納得してもらえない状況ではないのです。そういうことの配慮が全くない。国も県の執行の方も。別に県が悪いというのではなくて、お金の執行の仕組みが悪いのです。だから、これがまず1つです。

それから、除染した廃棄物を置くところがない。仮置き場3年と、これも国が私はおかしいと思うのですが、では、双葉のほうに今3カ所の間貯蔵施設をつくるかといっていますけれども、それが受け入れないときにはどうするのだろうかということ。十分安全に処分できるということは前々から、昨年から私も評価して言ってきたのだけれども、やっぱりそのことを住民に受け入れていただかないと除染は進められないのだと思うのです。福島市もそうです、とりあえずないからといって。そうではなくて、これはやっぱり県とか各首長さんがまなじりを決して住民にそのことを訴えないと、住民の人もなかなか受け入れていただけない。自分のところは嫌だといったら、最終的に最終処分は県外だといっているけれども、そんなことはほとんど考えられないことです。そのことは住民の人もよくわかっているのだけれども今は言わない。でも、県としてはやっぱりもう少し、国の言うがままでいいということは私はないのだろうと思うので、ぜひそのところをしないと。

先日もちょっとお伺いしたのだけれども、福島市は10万戸ぐらいの除染対象家屋があって、まだ1,000戸もいないのではないですか。何年かかるのですかとお聞きしたのですけれども、こういうペースでは、それだったら放ってお

いたって、30年たてば半分になりますし、100年たてば10分の1になるとかそういうことになりますので、それでは困るのではないかというのが意見です。

ここで一回切ります。具体的にいうと、農地の除染なんていうのもそうなのですが、これも試験をやると書いてあるのですが、今年、お米の作付制限が出ました。非常に広大な土地で水田が作付できないわけですが、では来年できるという見通しを持って作付制限されましたかということです。農水省は昨年来、数百億のお金を使っていろいろな試験をやっているのですが、なぜここに出たのか、それを出ないようにするにはどうしたらいいのかという何らアイデアすら、指針も出していません。単に、23年度産米が100ベクレルを超したところは作付制限だと、こういう言い方です。これでは復興にはならないです、水田を全部捨てるということになりますので。だから、こういうことをもう少し地元に着した視点で、見方で見てやらないと、いつまでたつたって復興なんて絵空事になるのではないかというのが、ちょっときつい言い方ですけども、そう思います。

会長

今、田中さんのご意見を聞いて思うのは、先ほどの報告は、こういう復興計画に基づいた事業をやってきました。それぞれ縷々ご説明をいただいた。しかし、このやったことについて、次の回に何ができてきたのか、何が課題なのかを新たな課題として確認しないといけないのかなと、まさにこれが私たちの見直しではないかなと思うのですけれども、その部分の説明を求めているように今お聞きして思ったのですが、関係部局、いかがでしょうか。

企画調整部長

田中先生の最初の部分ですけども、確かに除染が進んでいないという現実があります。警戒区域等の中については国が直轄で直接やるということになっていますので、そこも実証的な実験をやって、具体的に先が進んでいるかということ、本当に進んでいない状況だと思います。

言い分を聞くと、面的に除染をやっていく必要があって、各住宅一戸一戸の了解をとりながらやらなくてはならないので、それが大変だとか、いろいろな話は聞くのですけれども、現実には非常に進んでおりませんので、それについてはやはり、田中委員からもお話がありましたように、住民の方々の思いも踏まえながら、とにかく除染を早くやってほしいということは強く国に対して要請しているところです。

それから、現実にそのほかの地域、市町村が主体的にやる地域については、まさに田中先生がおっしゃったように、非常に除染の金の使い勝手が悪い。これは各市町村、首長さんから言われています。国の言い分は会計検査では通らないという言い方をされるのですけれども、現実に除染をしなければならない市町村にとってみれば、その現実を踏まえてどうするのだということを強く求めているわけですので、そこについては国に対しても何回も強く、もっと使い勝手のいい、こっちに任せてほしいということを、今、要請をしているところです。これは、できるだけそういう方向でやっていかななくてはならないというふうに思っています。そうでないと市町村の除染が進みませんので、そういうつもりでやっているところです。

あと、まさに厳密にきちっとした仮置きをすれば安全だということは私どももわかっていますし、市町村の行政の側でもわかっておりますので、そういうことも、国の環境再生事務所も県にありますので、そういうところも一緒に行っていただきながら、いろいろ市町村は各地域で説明会をやって地元のご理解をいただくように努力をされていますし、何とかやっているのですけれども、なかなかご理解を得られないでいるというのが現実ですので、そこはこれからも努力をしていくしかないと思っております。

あと、農地等の問題については。

農地のほうはいかがでしょう。作付制限の見通しのことで。

農林水産部です。

やはり、作付制限等、こういったことをされるというところがございますと、今後継続して農家の皆さん方も営農を続けていくということの意欲がどうしても薄れてしまうということがございます。これが来年作付できるのかどうか、それがもっと先になってしまうのかとか、そういう不安というものを解消するためにも、今、除染のほうを進めているところがございますけれども、その除染方法につきまして、国のほうでも地域の実情、すなわち狭い農地、山間部、いろいろなところがございます。そこに対しての除染のやり方、例えば深耕で30センチ深く掘らないとだめだとか、実際はそこまでできないとかという実情があります。今、そういった来年以降の作付等をめざしまして除染を進めているのですが、しっかりと進むように国と議論しているところです。そこで、国に対してさまざまな可能性を要望しているところがございますが、やはりそういった地元に着目した視点で、先生ご指摘のとおり視点でやっていくよう努力してまいりたいと思います。

少しほかの論点に移っていただいてもいいと思います。ほかの方で何かありますか。

蜂須賀です。

2つほどお聞きしたいのですが、先ほど田中先生もおっしゃったとおり、補助金と同じく、いろいろな面において何年か前から、私は商業なのですが、手を挙げないと補助金をあげないと、実際自分たちはこういうことをするのだから、こういうお金が欲しいということを言わないとお金はあげませんよというふうなシステムになったと思います。それが、今、この非常事態においても、それがまかり通っているのかなと思うことがたくさんあるのです。

今、ここに書いてあるように、線量計などもそうです。何で大熊町で線量がもらえないのと県のほうに聞きましたら、それは申し出がないからというふうなお話と、電子回覧板もそうです。何でこれは南相馬、双葉、浪江しか受けていないのかなと。すごく便利なものなのです。ですから、こういうものも、やはり小さいことかもしれないけれども、小さいことからちよっちょつとやっつけば、我々被災者にとってはすごく一つの復興というか。

あと、農業もそうなのですが、田んぼも、稲はできないけれども、やはり農業者はお金が欲しいわけですから、農地を使って。だったら、米のかわりに、こ

会長
農林水産部企画主
幹

会長
蜂須賀委員

会 長	<p>ここに放射線とかセシウムがあっても、別なものだったらそれを吸収しないで別なものを作付してお金を得ることができるというような発想の転換というのですか、その放射線をうまく利用した作付の方法も、県の方々がもう少し考えて指導していったらどうかと思います。</p> <p>今の 23 年度の事業に対する、ある種、疑問、要望が出てまいりましたけれども、担当部局で何かコメントはありますか。</p>
生活環境部企画主幹	<p>生活環境部でございます。</p> <p>まず、ご質問の、避難住民の方々への線量計の配布事業でございます。こちら、もちろん大熊町の方に対しても、予算は準備してございますので、これは、各市町村のほうで、こちらといろいろ調整をしながら、これから交付になるのではないかなと考えております。</p>
蜂須賀委員	<p>大熊町の場合、今度の 6 月でなると思うのですけれども、それも、私、県のほうに行って聞いた答えを町のほうに申し上げたときに、そういうふうなお返事が来た。そういうことがあったのですかといったら、要は、放射線は私たち見えないものとの闘っているのです。ですから、県とか国はこれを先に取り除いてくれるのが一番の方法ではないかと思っているのです。子どもに対してもそうです。やはり、これから私たちではなくて、この福島県を背負っていくのはこれからの子どもなのです。ですから、ここに番号が書いてある順が重点かなとは思いますが、そうではなくて、やはり我々、ストレスとかそういうところからも、もちろん除染も大切です、住んでいくには。しかし、すぐにできる、この被災者というか、福島県民をまき込んでできる事業をもっと重点的にやっていくれたらいいのではないかなと思うのですけれども。</p>
田中委員	<p>もう一つだけよろしいでしょうか、子どもたちのことに関して。子どもプロジェクトの中で、いろいろなところに、夏場は臨海じゃないですけれども、どこかに行くとかとありますけれども、これは田中先生、放射線から逃れるためには一日二日ではだめなんですよ。</p>
蜂須賀委員	<p>積算ですから、健康影響は。</p> <p>できれば、夏休みを利用して、チェルノブイリの話になりますけれども、3 カ月間ぐらい全然放射線のないところ、沖縄とか北海道はどうですかね。</p>
田中委員	<p>それがどれだけ効果があるかだと思います。</p>
蜂須賀委員	<p>そういうふうな、やはり、その対策をやっていただきたいなど、そういうのを重要プロジェクトの中に入れてほしいと思っております。</p>
企画調整部長	<p>今、蜂須賀委員のお話は全般的に、いろいろな問題点を私どもにおっしゃっているのだというふうにとらえております。ややもすると、行政の理屈が先に立って、こうこうこういう理屈でできないのだから我慢してくださいというような言い方をどうしてもしてしまうところが、多分今の私たちの県でも市町村でも、もちろん国にもあるのだと思います。そこは、蜂須賀委員のお話がありましたように、常に私たちは意識をしろというふうに言っているわけですが、避難をされている方々、いろんな思いを抱えておられる県民の皆さんの目線に沿ってそういう判断をしていかななくてはならないということ、まず改めて確認をさせていた</p>

できました。

今、子どもたちの夏休み等を中心にやろうというのは、基本的には、これは田中先生がご専門でよくおわかりだと思いますけれども、今の通常の私たちが生活している中で、放射線量が直接子どもたちに大きな影響があるのだとは、そこまで考えているわけではありません。ただ、親御さんのいろいろな思い、子どもたちのいろいろな思いをいつときでも解消させる。それはいろいろなストレスになりますので、そういう場として、やはり夏休みとかそういう時期に、全くそういう意識をしないで運動したり遊んだりできるような環境を与えようということで、これは本年度も計画していることですので、長期的に3カ月となると、本当に3カ月間、子どもたちを親御さんから離してやるのが子どもたちの総合的な健康リスクでいいのかどうかという問題も逆にありますので、そういうことより、今の生活の中で、いつときそういう場を離れていろいろな意味のストレスを解消してもらおうということを中心に行っておりますので、それはあくまでも、とにかく子どもたちの健康というものを中心にして、それは教育のそういう場でもそうですし、18歳以下の医療費の無料化ということも含めて、安全・安心に子育てができるような環境を整えていくということを中心に行きたいと思っております。

会 長

ありがとうございました。

それぞれ専門性を持った人たちが委員になっておりますので、ある意味ではここに書かれていることに対する不満みたいなものもいろいろあるのではないかと僕も感じます。それで、今から言うてしまうのはあれですけども、もうちょっと時間を確保します。皆さんのほうで、後でも結構です、お気づきの点があったら、メモにでも何でもしていただいて、ここに書いてあるこのことは不満であるとか、あるいはこの点の評価はちょっと生ぬるいのではないかということがあれば、事務局のほうにお寄せいただくように。後ほどまたアナウンスしますので、そういう機会があることをお伝えしておきます。

私自身は、先ほどちょっと言いましたけれども、県のそれぞれの担当部局が粛々とこういうことを実施しました、進捗しましたと書いてあるけれども、本当に現場でこういう事業をやりながら、疑問だとか課題を感じることはないのでしょうか。この書きっぷりで本当にいいのだろうかというのを正直にいうと感ずるのです。それぞれ、これをやりました、あれをやりましたとは書いてある。現場でこれをやりながら疑問に感じることや課題だなど思うことがたくさんあるのではないですか。なぜそれが共有できないのだろう。そのことが僕は一番悲しい、正直いうと。皆さん、いかがでしょうか。ここに書いてあることは、あれっという感じがしました。事業が並んでいるやつを、ここまでやりました、でいいのですか。

復興・総合計画課長

先ほどご説明をしましたが、ちょっと伝わっていなかったのかなと思って反省をしております。

今日は、どれだけのことをやったのかという報告をして、今現在、課題だとか今後どのようにしなくてはならないのかというのを取りまとめておりますので、

会 長	それについてはこの次のときに、これは今回やりましたということで、今後、それについての課題と、では来年度はどういうふうにしますか、今後どういうふうにしますかというのを整理した上で、それを皆様方にお示しをして、それに関してご意見をいただくということを考えておりました。
復興・総合計画課長	すると、今おっしゃっていることは、課題として既に整理されているということですか。 今、各部局のほうで整理しておりますので、先ほどお伺いしたものについても改めて検討させていただいて、次のときに提示をさせていただきたいということでもあります。
会 長 田中委員	その上で、あと何人か。 私ばかり言って申し訳ないのですけれども、計画の段階から非常に総花的だというのは、私だけではなくて何人かの先生からもご指摘があったと思うのですが、今回、予算が入っています。この予算は 24 年度の予算ですか。これだけの計画はそれぞれに意味があると思いますけれども、まず、時間軸でどこを重点的にどうするのかということがきちんと示されていないように思います。例えば、除染一つとってみても、いついつまでにどれくらいやって帰っていただくのだと。私はいつも住民の方には、年間 1 ミリシーベルトというのだったら、もう帰るのはあきらめてくださいといつも申し上げています。飯舘村なら 5 か 10 までしか下がりませんよと、当面は頑張っても。そこはやっぱりそういうことを、厳しいかもしれないけれども、そういうことを言いながらも、きちんとやっぱり計画を立てていく、目標を立てる。そこに、では予算はどうだと、こういうふうに見ていかないと、いつまでたってもこういうふうになり列的になってしまうのではないかと思います。 さっき、私も研究所出身ですけれども、研究機関をつくるというけれども、今年の予算は 5 億ぐらいですよ。これだけの研究をやっていると思ったら、多分、1 桁毎年足りないです。その見通しはあるのだろうかということです。研究というのは急場の用に間に合わないのです。だから、研究者というのは大体好きなこと、興味のあることばかりやりますので、福島県として今何をいついつまでにこういうことをやらなければいけないということを明確にしないと、こういう研究所というのはほとんど形だけになって、ハコモノになって、中にいる人はお金のある間は遊ぶという研究者の悪いパターンが出がちなので、そういうのを一つ一つ見ていくと、どうしてもここはやらなければいけないというものがあると思うのです。 例えば常磐道の復興ですけれども、今、実はこれは業者選定委員会に国のほうから言われて私は出たのですけれども、まず、1 社選んでモデル試験をやって、7 月までかけて結果を得てからやりますというから、何で全部 5 社なら 5 社、平等にみんな同じ金でやらせたらいいのではないかと、それで一気にやりなさいと。1 カ月でも 2 カ月でも早ければ、早く復興できるのだからと言ったのだけれども、今のやり方はさっきのお金の使い方と同じなのです。会計検査は競争だとか、一番競札の値段の低いところをやるとか、こういうことをやっていると本当

に“百年河清を待つ”という感じではないかということを示したことがあるのですが、そのときに、ではこの常磐道を通すためにどれだけの線量率に除染するのですかと一社一社全部私は聞きましたが、それは仕様がありませんというのです。今まで、飯舘とか、山木屋もそうですけれども、いろいろなところで、大熊もやりましたけれども、モデル事業というのは、どこまで下げて住民が帰ってこられるようにするのだという、その目標を決めないでやっているのです。ですから、やりました、ちょっと難しいですとか、このやり方は取れました、これは取れませんとか、そういうことばかりなのです。だから、県の計画はもっとリジットに、厳密にそこをチェックしていくようにしていただきたい。今日はこういう評価の委員会だから、こんなことを申し上げているのですが、ぜひそういう方向でご検討いただきたいと思います。

会 長
本田委員

本田さん、お願いします。

先ほどの除染の関係について申し上げたいと思いますが、先ほどありましたように、福島市内でも非常に除染は進んでいないという実態があります。400億の予算を付けても進まないのですが、やはり先ほど来ありますように、市町村がやらないといけなくなってしまうものですから、市町村はなかなかそこまでさばけない、実態的に人手の問題もありますし。実際に除染をしようとすると、全部、一軒一軒事情が違って、それを説明して説得するのは業者です。請け負った業者が実際に地域に行き、戸別にあなたのうちは庭に埋めましょうとかそういったことをやって、うちは機械を持っていると言われると進まないというのが実態で、今の市町村の除染というのはそのように非常に進みにくい環境にあります。やっぱりそれも、今のやり方では実際にやろうと思っても進まないというのが実態でありまして、特措法ができてしまったことによって市町村がやることになったものですから、余計に除染のスピードが妨げられているという実態になろうと思います。

また、工業団地などは自分たちでやりたいという話があるのです。特に工業団地のいろいろな企業に聞きますと、若い社員が辞めていくとか、あるいは転勤希望で県外に行きたい、あるいは福島県に対する転勤拒否とかというのがもう始まっていて、民間企業としては一刻も早く除染したい。では、民間で先行して除染したときに、それが認められるのかというと、なかなか経産省の明確な答えもないし、では後から賠償されるのかというと、それも見えないということで、民間企業は自分でやりたいのだけれども、それもままならないということで、いろいろな意味で、特措法ができて、それはそれでいいのですが、実際の民間活力としての除染が進まないという実態が出てきています。

これは、市町村単体ではなかなか解決できない問題なので、もちろん国の問題もありますが、やはりこれは県として、それについて方針であるとか、あるいはやり方であるとか、もう少し市町村に対して配慮していく必要があるのではないかと思います。

もう1点ですが、先ほどの中で、モニタリングのためにいろいろな機械が入っているということです。実際、県としてこういった、非常に福島県内にゲルマニ

ウム半導体も含めて、たくさんの機械が入っているところです。

一方で、市町村にも入っています。市町村も独自に検査、食品については商工会議所か商工会のほうでもやっている。それから県は県であったり、市は市だったり、あるいは製造業は製造業で商工関連ということになってしまって、相当の数の機械は入っているのですけれども、本当にそれが全体としてどこで測定についてレベルを合わせて、情報をそこできちんと伝えるか、それがやっぱり、今のお話ですとそれぞれがばらばらになっているような気がして、これは福島県全体としてモニタリングの精度を高めることと、県などで一定のきちんとした中核の組織をつくって、市町村の検査についてもレベルを合わせていくと、そういったことが必要ではないか。それによって、検査機械がもっと有機的に効率よく使える可能性もありますし、特にこの点についてはご検討いただければいいのではないかと思います。

会 長

ありがとうございます。

何人かお聞きしてから、関連のところでコメントを後でいただくようにしていいですか。少し先に進みたいので、その次に樋口さん、お願いします。

樋口葉子委員

私のほうからは、ずっと今まで皆さんのお話を聞いていたのですけれども、やはり私は子ども関係で今回委員として入らせていただいているので、18 ページの「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」というところをやはり重点的に見てきました。

正直な感想的なことを言いますと、やはり日本一安心して子どもを育てられる環境づくり、それから、めざす姿は子どもや親たちが安心して生活できるということところを考えると、皆さんのお話を総合すると、やはり除染をいかに早く効果的な方法で進めていくというのがここに突き当たるのかなというふうに思います。ここに書いてあることは、私などはちょっとむなしいなと思いつつ見ているのです。不安を抱えている方が本当に多くいらっしゃるの、安心して子どもを育てられる環境と云ったら、やはり除染を進めていく、本当にいい形で進められるのが一番だと思います。

ここに書いてある23年度の取組と、それから24年度の予定についても、とりあえず今できることということで、県内にも多くの子どものたちや親御さんたちがいらっしゃるの、そういった方については市内遊び場の確保事業ですとか、地域の子育て支援活動への支援、地域でさまざまな形で民間の方がやっつけいらっしやいますので、そういったことについての支援については一時的な効果はあるかとは思いますが、やはり、この大きなめざす姿を目標にしていくためには、本当に効果的な方法で除染を進めていくということが一番ではないかというふうに思いました。

樋口利行委員

2つの点に関して、さっき本田委員もお話ししましたので、特に追加することもないかなと気はしますけれども、やはり、これからは子どもを守ることからすると食の安全なのです。チェルノブイリの報告からもわかっているように、今の放射線量では害がないだろうというのは重々承知しています。しかし、やはりそれを数字で納得させるというのが大事だと思いますので、1つはモニタ

リングポストとといいますか、測る検査機器が大分入っているということで、それがどこにあるのかというのを一般の住民は知らないです。ですから、自分のところでつくったものをどこに持って行って測ればいいのか、保健所なのか、市役所なのか、合同庁舎なのか、そういうものも全然知らしめていないような気がしますので、まず一つ、どこにあるのかをはっきりさせると。全県民一人一人に知らせるといふくらいの気持ちでやっていただければなと思います。

もう一つは、やはり子どもの安全を考えますと、学校の給食です。ですから、給食を1週間分まとめて測ったりしていると思いますけれども、それを全県下の学校まで、高校までですか、含めてやるのか、浜通りをやるのか、中通りをやるのか、それは県の方針だと思いますけれども、やはり、そういう食品を一個単位の測定ができるのかどうか、あるいはするようにモニタリングを考えていただきたいというのがあります。それは食の安全とこれからの子どもの成長のためには必要なことかなと思います。

2点目は、やはり県民健康管理調査です。ここに実施率30%ですか、20%、こんなことはあり得ないです。これはやり方が悪いのかどうなのか、やはり反省してもらわないといけないです。我々、医大に文句を言うわけではないですけれども、やはり医大に任せるだけではなくて、開業している我々医者にも任せて実施率を上げるというのが一番大事なのではないかと思います。20%でやっていたのでは、県民の健康を守るなどとは言えないです。そして、これから10年、20年という、闘いという失礼ですが、がんが発生してくるまでに20年、30年ありますので、その間、県民一人一人をフォローしていかなければいけないということから考えますと、県でのデータが一番大事だと思いますけれども、そのようにまとめるところはあつてしかるべきですけれども、実際にやるのがもうちょっと下のレベルまでさせていいのではないかと思います。

また、この健診は1カ所に300人も500人も集めてやるのです。そうしますと、人の間違いとかなんかも起きて、データが別のデータが返ってきたという方もいらっしゃると思います。県としては、やはりまとめてやりたいのだと思いますけれども、実際、健診を300人、500人というのは非常識な数字だと思いますので、やはり考え直してもらって、何回も測れるというか、例えば今回の検査の期日も、南相馬市で2日間、鹿島区で2日間とか、その2日の間に行けない人はどうするのだということもありますので、その辺の健診の仕方も考えていただきたいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

川上さん、何かございますか。

まず一つは、先ほど本田委員がおっしゃったことは、我々にとっても本当にそのとおりだなというふうに思っているところであります。JAグループの中でも、やはりそういった部分の統一がまだできていないという問題もあつて、ただ、我々自身が統一したとしても、それはあくまでも業界の部分でしか見られないということでもありますから、やはり信頼性ということになれば、ある程度やっぱり

鈴木会長

川上委員

皆さん方、県のほう、あるいは行政の皆さんのかかわりは絶対に必要になってくるのだらうと思っているところです。

もう1つは、今回のこの復興計画の部分について入っている部分、やはり現場でやっていけばいろいろと課題があるのですけれども、これらのものについては一つ一つ、特に我々の場合はとにかく、この季節にはこれを入れなければならないというものがありますから、待たなしに進めなければいけないということについては、まさに抱えた課題一つ一つ、農林水産部を中心にいろいろな協議をさせていただいてそれぞれ対応いただいているということでもありますので、この点は評価もしておりますし、感謝を申し上げたいと思っているところでございます。

ただ、1つ、特に今現在の風評被害という問題に関して言わせていただきますと、23年度よりも24年度のほうが目撃されています。それは、23年度はあんな状況でしたから生産物がなかなか出てこなかったということもありますけれども、そういう意味では潤沢に出てきたという中で、品物が出回っている以上、やはりそれは値段が下がってくるというのでもあるのでしょうかけれども、とにかく量販店の中には一切扱わない、福島県産は入れないというところもあつたりする、そういう部分があると。その一方で、県外のほうに出ていってお話をさせていただくと、福島県の人たちが食べているのでしょうかという疑問を投げつけられます。まさに直売所の状況を見ると、平年から見ればまだ3割から4割は落ちている、そういう意味では地産地消が完全に崩れているという問題があります。今回、特に食の安全・安心確保という取組の中で、我々も一生懸命取り組みますし、県のほうにもいろいろと安全・安心対策をとっていただいていますので、そういう意味では非常に期待しているのは、「見える化」によってまず地元の皆さん方に食べていただく、そういったことを進めたいと思っていますので、そういう意味では、県外だけではなくて、もうちょっと県内のほうにも目を向けた消費対策といえますか、そういったところも考えていただければと、そんなふうに思っています。

今、まとめて4人の方にご発言をいただきました。関連する部局でコメントはございますか。

農林水産部です。ご指摘とご教示、どうもありがとうございました。

ただ今、本田委員と樋口委員、そして川上委員のほうから、農林水産物のモニタリングの安全性、いわゆる先生の皆様方がおっしゃられることは、安全な数値といっても、消費者の皆さんの安心につながるにはちょっと距離があるというところで、そこでしっかりとわかりやすく確実な情報というものをつないでいって、風評被害等の対策を講じていってほしいということだと思います。そういった視点で、先生方からご教示いただいた部分も含めまして、我々のほうでも、先ほど川上委員のほうから話がありました恵み安全事業のほう等を展開しながら、消費者への情報提供というものをしっかりとわかりやすく丁寧にやっていきたいと思っています。ご教示ありがとうございました。

ありがとうございます。

あとは健康管理調査、あるいは健康診査、このへんの関係はいかがでしょうか。

会長

農林水産部企画主幹

鈴木会長

保健福祉部企画主
幹

保健福祉部でございます。

健康管理調査につきましては、基本調査、問診票につきましては21.9%という回収率ということなのですが、その原因としまして、調査自体、問診票自体は配ってはい入るのですが、回答をいただいた方についても、それについての結果を一部しかまだ回答できていないという状況もございます。県民の話を聞きますと、やはり問診票に回答しても、その結果が来ないということではどうなっているのだというお声もいただいておりますので、回答をできるだけ早く出したいと考えております。

ただ、問診票でご回答いただきました中身につきまして、やはり外部被ばく線量を測る上では、いつ、どの時点で、どこにいたかという場所の記載の仕方が、なかなか個人ごとにまちまちということもありまして、その確認に手間取っているというふうなこともありまして、回答が遅れているという実態もございます。その辺も含めまして、早期に調査を含めまして、回答を進めていきたいと考えております。

それから、まだご回答いただけていない方もおりますので、広報とか書き方についても、各仮設を回って、書き方について直接教えながら回答してもらおうとか、そういった地道な作業を進めたいと考えておりますので、それで何とか回収率のほうを上げたいと考えております。

それから、健康診査につきましては、基本調査で問題があった方については詳細調査を実施していく予定になっております。それから、一般の健康診断の中で、検査項目を上乗せして健康診断をやっていくとか、あるいは国保の該当者の中で、健康診断自体が義務づけられていないような方もいまして、そういった方に対する健康診査、こういったものも追加でやっていくということも県で考えておられて、健康診査の受診率の向上というものがやはり重要なメルクマールになっているものですから、今後、20年、30年にわたって検査をやっていく上では、やはり住民の身近なところで健診が受けられるような体制づくりというのはやはり大事なのかなと考えておりますので、樋口委員のほうからあったご意見につきましては、担当課のほうに持ち帰りまして今後の健診の体制について検討を進めるようにしてまいりたいと考えております。

それから、給食に対する検査機器についてのご指摘が、樋口委員のほうからあったと思うのですが、保健福祉部の場合は学校給食というよりは保育所などで給食を出す場合、その給食に対する検査機器をどうするかということが問題になってくるわけなのですが、まず、保育所自体が小規模ということもありますし、検査機器を導入しても、検査を実際やっていく専門家をどういうふう育成あるいは配置していくかという問題もございますので、学校給食に対する検査機器の配備とか検査人員の配備、そういったものとも関係しながら、地域においてどの場所にどういった検査機器を配備して、どういった人員態勢でやっていくのがいいのかというのを今後検討しながら、効果的な検査を進めていきたいと考えております。

保健福祉部からは以上です。

会 長
生活環境部企画主
幹

ほかに何か関係部局から。

生活環境部でございます。私のほうからは5点ほどかなと思っております。

まず、田中先生のほうからご指摘がございました環境回復のための拠点、現在、環境創造戦略拠点ということで、今年度、基本構想を現在固めている状況でございます。夏ぐらいまではその基本構想で、環境を回復するための調査研究、あとはモニタリング、またはその成果を情報発信し、また教育を行う、そういった総合的な拠点、それにつきましてどのような構想、どのような機能を持ってどうあるべきかというものを今現在固めているところでございます。

11 ページに記載されておりますが、平成 24 年度の着工をめざしまして、現在進んでいるところでございます。こちらにつきましては、現在、国のほうから 80 億の予算が配布されておりますが、こちらはまだまだ、この構想を固めて、さらに我々が考えております環境を、例えば表土をはいだ場所を以前の豊かな場所に戻すための創造、そういったことも加味した拠点をつくるためにはまだまだ足りないと思っておりますので、その辺を追加予算について、今現在も国のほうに要望なりを調整をお願いしているところでございます。

2 つ目、除染に関する執行について、もう少しいろいろな柔軟なやり方、現場でお考えのことをもっとやっていくべきだろうということでございますが、まさしくそのとおりでと思います。我々もこちらのペーパーには記載されてはおりませんが、日々、環境省のほうに、国のほうの指針に示されているような内容にないようなものについて、あとはガイドラインにないようなものについて、これは何とかならないのかということや日々国のほうには要望なり調整なりをして、何とか皆様方のご期待にこたえられるように頑張っていきたいと作業を行っているところです。

続きまして、モニタリングの関係でございますが、現在、モニタリングにしましては、空間線量をやっているものでございますが、545 台のモニタリングポスト、こちらにつきましては、大体 5 キロメッシュぐらい県内のほうに現在設置してございます。それとあと、2,700 台、リアルタイム線量計でございますが、こちらは小学校、中学校、子どもの生活空間、あと公園ですか、こういったところに配置しまして、現在、リアルタイム線量計、モニタリングポスト、それぞれに現場で数値が確認できることになっておりますし、その辺の情報につきましては県のホームページ、または国のホームページ、そちらのほうでご確認いただければ、態勢はとらせていただいております。

それと、若干ご質問のほうからちょっと外れるとは思うのですが、食品の検査にしまして、自家用野菜とか水、そういったものについて、全市町村のほうに簡易分析器を配置いたしまして、それぞれ持ち込まれたものについて検査ができるような態勢づくりを、今年度中には 520 台ぐらい設置できるように、今、調整を行っておりますし、あわせて検査員の研修等も行っておる状況でございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

会 長

<p>商工労働部企画主幹</p>	<p>ほかにありますか。</p> <p>商工労働部でございます。</p> <p>先ほど、本田委員のほうから、検査の関係で、機器の数が相当入っていますが、やはり県、市町村、それから、今回私どもでお願いしています商工関係団体の皆さん、そういったところそれぞれが、レベルを合わせて、なおかつしっかりと有機的に活用しながら検査を行っていくべきではないかというお話を頂戴しました。その点については、確におっしゃられるとおりで、私どももこれまでハイテクプラザ等で加工食品のテストを行ってまいりましたが、より身近なところで事業者の方にご負担の少ないようにということで、今回、商工団体の皆様にも検査機器の設置をお願いするところでございますが、やはり検査の安全性、信頼性、そういったものをしっかりと確保するためにも、レベルの統一、検査手法の統一、それから、それに携わる方々の知識・技術の統一というものが非常に重要だと考えておりますので、設置をお願いするにあたりましては、そういったところも、研修等を含めまして、しっかりとお願いできるような方法なりを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>実は、皆さんも議事の今日の次第を見ていただくと、③までの報告事項を受けた上で意見交換をするということになっておりますのを見落としておりました。というよりは、皆さんの関心がやはり②の平成23年の実施結果及び平成24年度の実施予定について、皆さんがやはり関心が深いので、こうなっただけは間違いではなかったなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。②のところでご発言はございますか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>安心して暮らせるというのはとても大事で、除染は必要ですけども、除染だけでは無理です。そういう意味では、今もご発言がありましたけれども、日々食べる食事に対するストレスや不安というものがありますから、これを身近で測れるようにということで、伊達のほうでは具体的にもう去年の10月からやっていて、大分そろいました。給食センターが3つありますけれども、そこは全部はかっています。それから、30カ所ぐらい、市の中に簡易測定器を置いて、それも、持ってくれば測ってあげるといった態勢をつくりました。ですから、昨年秋はたくさん持ち込まれて困ったのですが、今は持ってくれば、次の日には全部結果をお返しするという状況になっています。</p> <p>それから、健康管理なのですけれども、JCOのときもさんざん議論したのですが、このレベルの被ばく線量で、内部被ばくにしろ、外部被ばくにしろ、医学的に普通の健康診断で影響がわかるということはないのだけれども、心の問題、心のケアの問題があるから、健康診断を年に1回、希望者にはやりましょうということでやりました。1999年に事故が起こりまして、そのときからやっているのですが、だから、福島県もそういう視点でぜひやっていったらいいのではないかと思います。そういったことが全部合わさって、やはり安心して暮らせるというところに行くのです。</p>

会 長	<p>どうして今発言したかという、実は賠償審査会で3月16日に出したところで、私がお願いして入れていただいたのですが、県の方はご存じだと思いますけれども、住民の安心とかのために市町村とか各自治体がいろいろなことをやっていますと。線量計の配布もそうですし、食品検査もそうですし、そういったものについては賠償の対象にしてくださいということで入っていますので、これは国から来なくても、そういうものをきちんと県がある程度指導されて、多分市町村は知らないのだと思うのですが、こういう態勢で住民の安心のための態勢を整えましょうということで、必要なお金は東電に直接請求すればいいわけですから、もらえるかどうかわかりませんが、多分もらえると思います、審査指針に書いてありますから。ですから、そういうことで対応をぜひやっていただきたいと思っています。</p>
中村委員	<p>ありがとうございました。 では、中村さん、どうぞ。</p> <p>18ページの18歳以下の医療費無料化事業について、一つ、県外避難の実態についてなのですが、今、福島市、それからほかの市町村を含めまして、長期保育がOKになりまして、二重生活の費用を負担するための保育園の入所というのが可能になりました。ですが、その前にどうしても働かなくてはいけなかったお母さんたちが多くおられて、そういう方に関しては住民票を移動されております。それは転出扱いになって、福島県民としては、そういう扱いにはなっておりませんので、これにはあてはまらないということになりますが、基本的にはそういう方も帰りたくないと思っているわけではなくて、必ずこちらに帰ってきたいというふうに思っておりますので、まずは避難者であるのか転出者であるのかという仕分けをはっきりしていただきたい。例えば、避難者証のようなものを福島県としておつくりいただいて、外に出た方の管理をしっかりしていただきたいなと思っています。</p>
会 長	<p>それから、住民票を移動された方、もう一つのタイプの方に関しましては、県外に子どもと一緒に母子で出まして、いじめを受けたりするのではないかという不安から転出届を出された方というのが多くいらっしゃいます。こちらの方も、もちろん福島県に帰ってきたいという思いは同じですので、そちらのほうもあわせてお願いしたいなと思っております。</p>
保健福祉部企画主幹	<p>さて、僕は、今初めて聞いたのですが、18歳以下の医療費無料化は住民票を移すと適用にならないのですか。</p> <p>保健福祉部でございます。</p> <p>今ほど中村委員からご指摘がありましたとおり、18歳以下の医療費無料化につきましては、福島県内に住民票があるお子さんについてでございます。</p>
会 長	<p>そのことの、今あるような要望に対してはどのような対応をすべきとか、あるいはそういう区分けは合理的なのでしょうか。</p>
保健福祉部企画主幹	<p>医療費無料化ということで、経費がやはりかなりかかるというようなこともございますので、どこで区分けをするかということを考えた場合に、福島県内に住民票があるというふうな一定の制約を設ける必要があるのではないかと、その辺</p>

はいろいろな意見が出てきてはいたのですが、なお、住民票を移された方に対する支援を今後どうしていくかということについては、これは大きな課題であると思いますので、今後、10月以降、18歳以下の医療費無料化については実際に実施をしていくわけなのですが、実施していく中で、そういったいろいろな課題が出てくると思いますので、そういった部分についても今後検討していきたいと考えております。

企画調整部長

今の医療費の無料化の話は、中村さんのお話は、確かにそういう現実があると思いますので、今進めております保健福祉部のほうで準備をしているのは、確かに住民票を一つの判断にしてやろうとしているのですけれども、それは非常に大きな課題だと思っておりますので、今日はそれを持ち帰らせていただいて今後の対応を検討させていただきたいと思います。ただ、今のところ、どこかで線を引かなければならないということで、今やろうとしているのは今の準備段階ではそういうことです。ただ、そういう課題があるというのは今日も改めてお聞きをしましたし、そういう問題は非常に大きな問題だと思っておりますので、課題として受けとめさせていただきたいと思います。

会 長

ありがとうございます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、まだまだ皆さん言い足りないに違いありません。事務局のほうでももっともっと説明しないといけないと思っている方々も多いと思います。それで、冒頭に言いましたように、後ほどまたアナウンスをしますけれども、事務局のほうに何か今日のこの第1次の進捗状況についての説明を受けて、疑問、要望、ご意見等があればお寄せいただくような手配をしますので、それで今日の議論を一段落させていただきたいと思います。もし時間があれば、また戻って議論をしますが、とりあえず報告事項の③に進めさせてよろしいでしょうか。「政府による福島復興再生基本方針について」です。これも担当部局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

地域振興課主幹

福島復興再生特別措置法基本方針につきまして、企画調整部のほうから説明させていただきたいと思います。では、お手元の資料4-1と2がございます。こちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料4-1をご覧くださいと思います。福島復興再生のための基本方針・諸計画の関係という資料がございます。本年3月に福島の名を冠にしました復興再生特別措置法、公布施行されておりますが、これから説明させていただきますのは、この特措法に基づきます基本方針について説明させていただきたいと思います。

この基本方針は、福島特措法に基づきまして、政府が市町村・県の意見を聞いて閣議決定するという位置づけとなっております。今後、この基本方針の策定後でございますが、この基本方針に即して今度は法に基づきましての計画、1つは産業復興再生計画、産業関連の重点推進計画、さらには避難解除等区域の復興再生計画、こちらのほうが策定されるということになっておりますが、本日はこの基本方針について説明させていただきたいと思います。

それでは、資料のほう、4-2をご覧くださいと思います。この資料4-

2でございますが、先に6月1日に福島復興再生協議会幹事会が開催されまして、その際に復興庁から提出がありました資料でございます。表題は「基本方針（素案・調整中）」となっております。この基本方針でございますが、原子力災害からの福島の復興再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針ということで今策定作業中でございますが、中身について申し上げますと、お手元の資料をおめくりいただきまして2ページをお願いいたします。

まず、第1でございますが、意義・目標に関する記載となっております。(1)のイでございますが、これまでの原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任、こちらに基づきまして、福島の住民に寄り添い、誇りと自信が持てるふるさとを取り戻すまで、威信を懸けて知恵と力を結集して総力実行という内容の記載がございまして、こちらが意義です。

この意義を受けまして、目標といたしましては3つ考えてございます。1つは安全・安心な生活環境の実現、2つに地域経済の再生、3つに地域社会の再生となっております。先に計画の理念のところの説明がありました本県において原子力に依存しない社会づくりをめざすという基本的な考え方については、こちらの基本方針の中で尊重されるというような位置づけとなっております。さらに、国は原発事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力で努めるという記載も盛り込まれることになっております。

以上を踏まえまして政府の基本姿勢、3番目でございますが、5つ掲げられております。1つは、県全域と避難解除等区という2つの観点からの取組の推進というのが1つでございます。2つ目としましては、原子力災害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえての総合的かつ迅速な取組、3つ目としましては、先ほど申し上げました原子力に依存しない社会の実現の尊重、先導的な取組の推進、4番目といたしまして、福島の未来を担う人材の育成と内外の知見の集積、5つ目には、長期にわたる財源の確保、国、県市町村が一体なるといったことが基本的な姿勢として掲げられております。

続いて第2部でございます。こちらは避難解除等区域の復興再生に関する記述となっております。

まず最初に2ページの下の方でございますが、政府が着実施すべき施策に関する基本的な事項といたしまして、まず横断的な視点としまして、住民の意向の反映、地域の自主性や創意工夫活用、自然的条件や文化への配慮、広域的・総合的対応、除染の確実な実施等、人々が安全で安心して住むことができるようになるまで、責任を持って国が対応するのだといったような内容がこちらに盛り込まれる予定でございます。

中身といたしましては大きく4つの項目になることが今想定されております。1つは産業の復興再生・課税の特例ということでございます。働く場を失っている方々の現状を鑑みて、既存産業の再開支援による基盤回復と新たな雇用受け皿充実といったような内容が1つでございます。2つ目としまして、公共施設の整備、中央道の早期整備や常磐道の建設再開、6号の機能回復、JR常磐線の早期復旧、小名浜港の機能強化、こういったことに関しての速やかな施設の整備等が

(2) でございます。

(3) 番としましては生活面の環境、居住の安定確保といった内容でございます。放射線からの安全・安心の確保、上下水道等、廃棄物処理、医療福祉、教育・保育、防犯治安、その他、生活に必要な環境の整備、防災対策といった内容や、公共施設や公益的施設の機能回復、さらには公営住宅入居に関する要件緩和等について、こちらは3つ目の項目に記載される予定でございます。

4番目としまして、(4) 将来的な住民帰還を目指す区域の復興・再生の取組という内容になっておりまして、居住の確保、施設の整備、移転中の自治体、避難者受入自治体に対する必要な措置、その他必要な事項という形になっておりまして、こちらの第2の記載につきましては、今後この基本方針の策定作業も閣議決定までの間に、被害者の方への帰還に向けた検討等、進捗に応じて記載内容をさらに拡充するというので、復興庁のほうで今、鋭意進めておられるということでございます。

続きまして3ページの下のところでございますが、今度は県全域の施策という内容になります。こちらの1つ目、下の第3のところでございますが、放射線による健康上の不安解消、その他の安心して暮らすことができる生活環境実現のための基本的な事項という項目になります。

めくっていただきまして4ページをお願いいたします。こちらにつきましては、主な施策といたしましては、健康管理調査、農林水産物の検査、情報提供、工業品の測定体制の強化、除染、仮置き場の問題、中間貯蔵施設等の協議に関する事項、環境の回復・創造、人体への影響等の研究拠点、就学の問題、医療供給体制の整備の問題、保育の問題、そういったこと生活全般にわたります事項につきましての記載がこちらのほうにされる予定でございます。

続きまして、第4・第5という項目がございます。先ほどは生活面であるのに対して、こちらからは産業面の記載となっております。第4・第5につきましては産業の復興再生を推進するにあたっての基本的な事項という内容となっております。

内容面では、農林水産業、商工業、観光、風評被害の解消といったものが、その内容となりまして、主な施策としましては、福島ブランド再生、エネルギー関係の事柄もそうでございますが、特区の活用も含めての産業復興再生に関する記載が盛り込まれる予定となっております。

第6・第7でございます。こちらは、将来的な新たな産業創出に向けての先導的な取組に関する記載となっております。内容としましては、再生可能エネルギーに関する事項、医療機器・部品・製薬等に関する事項というようなことが記載される予定となっております。

続きまして5ページをお願いいたします。第8につきましては、こちらは特区関連の施策との制度上の連携、紛争上の処理に関する支援等に関する記載。さらには、第9でございますが、その他福島復興再生に関して必要な事項となっております。こちらにつきましては、(1) に6つほど項目が並んでおりますが、避難者の生活安定のための措置、将来健康被害が生じた場合の措置、再生可能エ

エネルギー開発等への財政措置、電源交付金を辞退した趣旨を踏まえた財政上の措置の検討、復興交付金その他財政上の措置の活用、各種基金に係る財政上の措置、政府の縦割りの排除といった、全体的に横断的な内容について、特に財政面等の措置について記載がされる予定でございます。

(2) につきましては、国、県、市町村間の連携及び推進体制としまして、福島復興再生協議会等の記載はこちらのほうにされる予定になります。

最後に(3)でございますが、こちらの基本方針でございますが、状況の変化に適切に対応するために、知事による変更提案権はこちらのほうにございまして、課税の特例を含めて必要な見直しについては、必要なときに適切にやっていくというような位置づけとなっております。

以上、駆け足ではございますが、今現在策定作業に入っております特措法に基づく基本方針の内容について説明させていただいておりますが、この基本方針につきましては、長きにわたりまして政府が福島のために講じていく施策の根幹といったものになるものでございます。つきましては、これを読んでいただいた県民の皆様が将来に希望を持っていただける内容となることが必要だということもございまして、国に対しましては機会をとられまして市町村や県の意見をしっかりと受けとめていただきまして、県民の皆様の心に響く国の責任ある真摯な姿勢とメッセージが盛り込まれるよう求めている次第でございます。

なお、今後につきましては、資料2の1ページの中段に書かせていただいておりますが、今現在策定中のものが案として固まりました後、6月中旬と書いてございますが、法に基づきます意見聴取、これは県が各市町村の皆様の意見をお聞きして、内閣総理大臣が知事に対して意見を聞くという法定の手続きが入りまして、あわせてパブリックコメントで一般の皆様からのご意見を頂戴するような形になりまして、最終的には6月下旬、ここは流動的というようなお話になっておりますが、閣議決定というような流れというふうに今のところ聞いております。

以上、基本方針についてでございます。

会 長

我々は福島県の復興計画の評価・検討委員会として、今ここでやっております。それで、③のところ、復興再生基本方針についてのご説明を受けましたけれども、念のため、このことと福島県の復興計画とのかかわりはどうなるのかというのをちょっと教えていただけませんか。

企画調整部政策監

復興計画策定をしながら特別法の制定もまとめてまいりました。この復興計画を担保するものとして、この特別措置法、通常の災害とは違うので今の法制では対応できないということで求めてきたものであります。そのため、この復興計画を実現するためには、福島復興再生特別措置法が非常に武器になって、さらにその中で、今説明がありました基本方針に記載があれば、これは国の方針ですので、その記載を手がかりにして、除染を含めてすべてのことの実現の担保にしたい、あるいは手がかりにしたい、そんなことで考えています。どうしても、先ほど補助金の話とかが出てまいりましたけれども、やはりお金の話とかそういう手がかりがどこかにないと、国のほうでもなかなか前に進まない。そういうようなこともございまして、特別法の中で非常にいろいろな形で書き込みをするというこ

とでお願いをいたしました。特別法の中でも、福島県全体を、原子力災害の非常に災害を受けている。さらに、双葉郡を中心として避難地域は特に大きな被害を受けて大変な思いをしている。そういう意味では、特にその避難区域のところの計画が書いてありますけれども、そこを非常に重くしてくれと、そういう思いの下に法律をつくっていただき、さらにその具体化に向けて基本方針の項目を起こしたということでございます。

そういう意味では、復興計画の具体化、あるいは、今回見直しをお願いすることになりますけれども、さらにその見直しに向けても基本方針にしっかりと位置づける、あるいは手がかりを残す、そういう意味で、今、国と折衝しているところでございます。

会 長

計画は、言葉は悪いけれども、錯綜するようなことがないように、できるだけそれぞれが整合性を持つような工夫がだんだん、さらに必要になってまいります。皆さんのお手元に福島県復興計画の資料が届けられていると思いますが、見ていただくとおわかりのように、「(第一次)」というふうに括弧で書いてある。僕はそういうところも何か意味があるのだろうと思いながら、国とのこの復興再生基本方針や、あるいはその後の具体化というものにもらみながら、この第一次とかそういう経過的な表現が出てきているのだと思います。県のほうも大変だろうし、我々はこれにどうやって整合的に理解したり注文をつけていったらいいのか、これから、あるいは次の段階、複雑なことが出てくるとは思います、ぜひ、そこいらの背景をご理解いただければいいのかなと思います。

まだ最終的な基本方針になっていなくて、最終的にはこれによると6月下旬に閣議決定をするということのようですので、今日は若干皆さんのほうでご質問があればお受けすることにしておきましょう。これについていかがですか。

本田委員

特措法の基本方針、それから県の計画の兼ね合いでしますので、必ずしもこの質問ではないのですが、この中で、やはり福島の産業復興という中で、先ほどありましたように立地補助金、非常に重要な制度だと思います。先ほど、もう既に予算額がいっぱい、これから要望するというお話がありました、やはりこの特措法もそうですが、産業復興をする上で非常に大事なもので、これについては今後とも進めていただきたいというのが1点です。

この中で、基本方針にもありますが、中小企業の中で流出防止とかそういう部分がありますが、先日も南相馬のほうで工場の撤退が発表されたということがありますし、現在でも雇用調整助成金の2万人が受給しているということで、既存の雇用も非常に不安定だということも聞いております。そういった意味では、どちらかという、特区にしても特措法にしても、新規の投資とか、あるいは進出というものを意識していますが、既存企業の雇用の安定、そのために既存企業に対してどういうインセンティブを与えるかは非常に大事だと思います。ですから、これからこの基本方針なりこれからの県の計画づくりの中で、既存企業に対するさらなるインセンティブについてぜひご検討いただければと思います。ありがとうございました。

会 長

ほかにありますか。

蜂須賀委員	<p>委員としてではなくて被災者として1つだけ。5ページに書いてあります被災者の生活安定のための措置と、将来健康被害が生じた場合の措置、これを重点的に私たちはしていただきたいと。ごめんなさい、自分の思いなのですけれども、皆さんやはり、将来なったらどうかと、将来、水俣みたいな感じにしないでくれというのが町民というか避難者の声なのです。ですから、しっかりとここで、そこに健康手帳とかそういうのも出てくると思うのです。ですから、被災者の声として言わせていただいたのですけれども、これを守ってもらえれば、私たち将来、保険ではないのですけれども、そういうふうにしていただけたらなと思いますので、この点は頑張ってくださいと思います。</p>
会長	<p>復興計画について、今日は計画評価という、23年度の事業を中心にお話をお伺いし、橋渡しの24年度事業について一定の説明もありましたので、それに注文をつけるというご意見もありました。</p> <p>私自身は、この計画の中にも、居住の安定ということが書かれていて、私自身はコミュニティや住宅の政策が専門ですので、そういう観点からいっても、放射線量があればデータで示されて、しばらく帰れないということを観念しないといけないとすると、仮設住宅に住んでいる方々は、では、5年、10年、仮設住宅に住み続けられるか。そこでは、あくまでも仮設住宅ですから、雇用だとか教育だとか医療、そういうことが十分考えられているわけではありませんので、次の展開がどうしても必要だというのがこの再生基本方針の中にも、仮の町だとか町外コミュニティという格好で示されている。あの中に、実は双葉8町村のうちの4つの町村しか列記されていないということに非常に僕は違和感があったりして、さて、本当にそういう課題を正面から受けとめるとすると、居住の安定確保、安全・安心ということからすると、すごく大きな課題なのだけれども、まだまだ不十分な対応だなと僕自身も思っています。</p> <p>これは県のご当局も当然お知りのことだと思いますけれども、今回に限って災害救助法の仮設住宅が足りないのでみなし仮設という運用を民間賃貸住宅の借上をやって、全国の46都道府県にその業務を依頼していたわけですが、今でも正直いうと13の府県はこれを拒否しています。だから、13の府県で民間賃貸住宅を借りているところは自己負担であります。</p> <p>ということについて、なぜ政府が、あるいは県としても、きちんと運用について一定の線を引いたような統一的な運用ができないのか、私はいまだに不思議でしようがない。このようなことを申し上げたりしてきました。</p> <p>多分そういうディテール、細かいところでは、まだまだ行き届かないところ、被災地や被災者に寄り添うという観点からすると厳しい状況が随分あるなと思いますので、繰り返します。皆さんのほうから何かご要望があれば事務局のほうにお寄せいただきたい。そのことを含めてその他で何かあったらお願いできますか。</p>
復興・総合計画課長	<p>貴重な意見、本当にありがとうございました。</p> <p>今ほど会長からありましたように、本日は限られた時間でありましたので、言い残しとか追加意見が当然あると思います。任意の様式で結構です。そのままメ</p>

モ程度で結構ですので、事務局のほうにメールとかファクスとかでお送りいただければと思います。

それから、先ほど特措法と復興計画の関係でありますけれども、皆さんのところに復興計画があると思います。160 ページをご覧いただきたいと思います。復興計画をつくったときには、国のほうにそういう地域再生の特別法というものが必要だという要請をしているということで書いておりましたけれども、この復興計画の中に地域再生の特別法、今、法律になりましたけれども、福島復興再生特別法、これを復興計画の中に位置づけて、重要な位置を占めるというふうになっておりますので、後でここはご確認をいただければと思います。

それから、次回の委員会の関係でありますけれども、先ほども申し上げました、進行管理の一環として今後の課題と取組の方向性に関して、我々のほうからまたご説明をしてご意見をいただきたいというふうに思っております。時期が8月下旬から9月の初めぐらいを予定しておりますので、後日また日程を調整させていただきますのでお含みおきいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長

急速に収束させてしまったという印象があるかもしれませんが、皆さんのご意見がまだまだおありだと思えますが、今、事務局のほうにご説明のように、ぜひ事務局のほうにご意見をお寄せください。

スケジュール等について、あるいは今の意見集約の仕方について、何かご要望やご意見はございますか。——よろしいですか。

では、改めて次の会合については日程調整をさせていただくということですので、よろしく願いいたします。

以上で本日の審議は終了させていただきたいと思います。議事の進行にご協力いただきましてありがとうございます。県の担当部局の方々も、日曜日にもかかわらず、たくさんの方々にご出席いただきましてありがとうございます。

< 7 閉 会 >

司 会

会長、委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

これもちまして、第1回の福島県復興計画評価・検討委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(以 上)